

## 福祉医療給付制度と災害共済給付制度について

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

**学校管理下での災害(負傷・疾病等)については、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証)は、使用できません。**

学校管理下での災害(負傷・疾病等)で医療機関を受診した場合の医療費の支払いは、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』が優先となり、福祉医療証(子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証)は、使用できません。保険証のみで受診し、医療費の自己負担分をお支払いいただき、各学校で災害共済給付の手続きを行ってください。(領収書は保管しておいてください。)

ただし、医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円(自己負担分、小学生以上3割1,500円)未満の場合は、日本スポーツ振興センターの『災害共済給付制度』の対象になりませんので、自己負担分について払い戻しができません。下記福祉医療給付制度窓口申請してください。

【払い戻しの申請をする際に必要なもの】

- ①領収書 ②医療証 ③お子さんの健康保険証 ④扶養義務者名義の通帳 ⑤窓口に来る方の本人確認書類 ⑥代理権確認書類(扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者の公的書類1点)

### 《注意》

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。  
※福祉医療給付制度請求の申請期限は、医療機関へ支払った日の翌日から2年になります。例：支払日4月10日の場合、起算日4月11日→申請期限は、2年後の4月10日

#### 災害共済給付制度窓口

- 鶴岡市教育委員会学校教育課学事保健係 TEL0235-57-4865  
または各小・中学校

#### 福祉医療給付制度窓口

- 鶴岡市役所国保年金課国保医療係 TEL0235-35-1292 内線128  
○地域庁舎市民福祉課 市外局番0235  
藤島庁舎 TEL64-5807 直通  
榊引庁舎 TEL57-2113 直通  
温海庁舎 TEL43-4614 直通  
羽黒庁舎 TEL26-8773 直通  
朝日庁舎 TEL53-2114 直通

《日本スポーツ振興センターの手続きについては、裏面をご覧ください。》

# スポーツ振興センターの手続き

学校・教育委員会を経由して災害共済給付の申請をします。



## 1. 医療機関受診

学校管理下でケガをして、医療機関を受診したら…



《学校管理下とは?》

- ・授業中や休憩時間中など、学校内、敷地内において活動している場合
- ・通学路を登下校している場合
- ・校外学習や部活動など課外指導中の場合  
(小中学校の少、中学校の保護者会主催の活動(クラブ活動)は管理下外)

保険診療の自己負担分(通常3割)を一旦、窓口で支払います。

**子育て支援医療証・ひとり親家庭等医療証は使用できません。**

(数回の通院、調剤などを合算して)

## 2. 医療機関へ書類作成のお願い

治ゆまでの保険診療の自己負担額が1,500円以上となった場合

**災害共済給付の申請ができます。**

治ゆまでに支払った自己負担額が1,500円未満の場合

**災害共済給付の対象になりません。**

※この場合は、自己負担分について払い戻しができますので、受診した医療機関または国保年金課へご連絡ください。(申請期限:医療機関へ支払った日の翌日から2年。例:支払日4月10日の場合、起算日4月11日→申請期限は、2年後の4月10日)

## 3. 学校へ書類を提出

「医療等の状況」等を医療機関から受け取り、学校へ提出。

- ※医療等の状況は、病院や医院のほか、
  - ①薬局で薬を処方された場合
  - ②医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合  
(保護者の証明、領収書が必要)も該当になります。

## 4. 学校で申請

※「医療等の状況」の点数が7,000点を超過している場合は、「高額療養状況の届」用紙を学校から受け取り、記入してください。

## (2, 3か月後) 5. 給付金の支給

国保年金課に払い戻しの申請をする際に必要なもの

- ①領収書
- ②医療証
- ③お子さんの健康保険証
- ④扶養義務者名義の通帳
- ⑤窓口に来る方の本人確認書類
- ⑥代理権確認書類(扶養義務者と別世帯の方が申請する場合は扶養義務者の公的書類1点)

### 注意

※制度の重複利用を避けるため、災害共済給付状況を確認する場合があります。  
※万が一、医療証を使用した場合は、学校または国保年金課(0235-35-1292)へご相談ください。